

国土利用計画とは

高度経済成長に伴う無秩序な開発や地価高騰等の課題を受け、昭和49年に「国土利用計画法」が成立。
国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、その長期の方向を定める国土利用計画を策定。

【国土利用計画および国土形成計画（全国総合開発計画）の策定時期】

	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画	第五次計画	第六次計画
国土利用計画	S51.5.18	S60.12.17	H8.2.23	H20.7.4	H27.8.14	R5.7.28
国土形成計画 (全国総合開発計画)	S52.11.4 (三全総)	S62.6.30 (四全総)	H10.3.31 (ランドデザイン)	H20.7.4 (第一次形成計画)	H27.8.14 (第二次形成計画)	R5.7.28 (第三次形成計画)

国土利用計画法に基づき、以下の3点について、国土の利用に関する諸計画の体系化が図られた。

- ① 国、都道府県、市町村の各段階において相互に十分調整の取れた国土利用計画を策定。
- ② 都道府県毎に策定する土地利用基本計画を通じて、個別規制法による土地利用規制を総合調整。
- ③ 国が策定する全国計画は、国土の利用に関しては他の国の計画の基本となる。全国計画は、国土形成計画と一体のものとして定める。

